

福島県原子力災害対応・復興基金の創設（少なくとも3,500億円程度）

原子力災害からの地域経済の再生

- 国際的な医療センター・開発拠点等の整備及び地域医療の再生（医療福祉機器・創薬等開発、地域医療体制等）
- 緊急雇用創出事業基金
- 環境放射能への対応（環境創造センター（仮称）の設置等）
- 企業立地に向けての支援（産業復興企業立地補助）

- 東日本大震災対策のための県による取崩し型復興基金

既存の制度等を活用した追加的予算措置による機動的対応（1,500億円程度）

- 中小企業、農林水産業者に対する金融支援
- 再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備
- 風評被害への対応（観光・農林水産業に対する金融支援、農林水産物PR、出荷品モニタリング、観光業支援）
- 水産業・木質バイオマス事業への支援等

福島県民健康管理基金の積み増し（2,000億円以上）

- 除染に関する緊急実施方針の迅速な実施
（予備費2,000億円程度。3次補正予算でも積み増しを検討。）

その他の復旧・復興事業

以下のような、被災県の実情に応じて実施される復旧・復興事業については、その一部分が福島県で実施される。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 復旧・復興のための公共事業 ○ 農業農村基盤の復旧・復興事業 ○ 水産業の復旧・復興事業 ○ 森林・林業の復旧・復興事業 ○ 医療施設等の復旧・復興事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 文教関係の復旧・復興事業 ○ 災害廃棄物処理事業 ○ 除染事業 ○ 「使い勝手のよい交付金」を利用した事業及びその効果を促進するための地域の事業に対する国庫補助 |
|--|---|

原子力災害からの復興事業について

「復興の基本方針」に掲げられている原子力災害復興事業

復興事業として国又は地方公共団体が実施する事業

事業の性格	原発事故との相当因果関係があると思われる事業	原発事故との相当因果関係が認められない事業
東電への求償・請求	求償・請求を行う	求償・請求を行わない
復興財源での対応の要否	<p>最終的に、東電に賠償責任あり</p> <p>①年度内に東電が求償・請求に応じ、国に対する支払を行う場合には東電の負担で対応。事業支出と税外収入が当該年度で両建てとなる。</p> <p>②東電への求償・請求により、税外収入が立つのが年度を超える場合には、復興債でつなぐ必要。</p>	<p>最終的に、東電に賠償責任なし</p> <p>復興財源で対応</p>